

# 岩教新聞

岩  
教  
組  
機  
関  
紙

岩手県教職員組合  
盛岡市大通1丁目1-16 電話 (019) 623-3305  
iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp  
http://www.iwakyoso.gr.jp  
発行人 佐藤 淳一 責任者 倉本祐太郎  
印刷 旬社陵プリント社

号  
外

# 36 (サブロク) 協定

## 校長から分会に 「36協定」締結の話がありましたか？

2019年4月1日から改正労働基準法が施行され、時間外労働時間に罰則付きの上限規制がかかります。使用者(校長・場長(給食調理場等))が労働者に時間外労働(残業)をさせるためには「36協定」を結ぶ必要があります！

法改正にともない協定届も新様式(時間外労働・休日労働に関する協定届一般条項と時間外労働・休日労働に関する協定届特別条項の2種類が必要)になります。

### 罰則規定



### 懲役

30万円

### 【働く時間の法律】

○労働基準法第32条に労働時間の上限は1週40時間、1日8時間と定められています。

### 【36協定とは…】

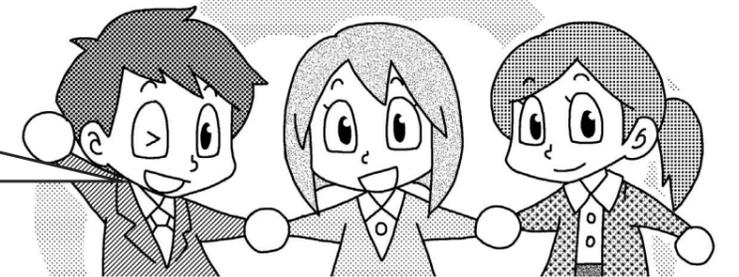
○時間外・休日労働に関する協定のことです。残業(法廷の労働時間を超えて労働)させる場合、または法定の休日に労働させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。労働基準法36条に規定されていることから、通称「36(サブロク)協定」といいます。

使用者は、36協定を締結せず超過勤務を命じた場合  
6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金

## 《学校における36協定》

- 事務職員、学校栄養職員、現業職員等(※給特法が適用される教員以外が対象です。)  
→教員は給特法が適用されるため、36協定の締結権が剥奪されています。(給特法については裏面参照)
- 職場(分会)ごとに36協定を締結します。  
→事務職員、学校栄養職員、現業職員等、個別には締結できません。
- 36協定を締結していないと校長・場長は時間外勤務をさせることができません。
- 36協定を締結した協定書は、使用者(校長・場長)が人事委員会又は公平委員会又は首長へ提出しなければなりません。

みんなで職場の仲間を  
守りましょう！



36協定の詳細は岩教組HPをご覧ください。⇒



# 分会での取り組み

36協定の締結は、使用者（校長・場長）の責務です。ですから、分会（労働者の過半数代表者）では、地教委からの通知（無い場合は大きな問題）を校長・場長に確認し、学校の実情に応じて36協定を締結しましょう。

## 締結する「過半数代表者」の選出方法について

- ☆ 組合員数が過半数を占めている分会は、分会長名で締結する。
- ☆ 組合員数が過半数に満たない分会は、分会長を過半数代表者とするこの了承を教職員全員に確認【下記の用紙（例）】し分会長名で締結する。

### 全ての教職員の皆さんへ

○○○○ 分会

「36協定締結」にあたり、労働者の代表者を選出しなければなりません。つきましては、下記の者を代表に選出したいと思いますが、法に従い全職員の過半数の方々の同意が必要になります。ご協力をお願いします。

.....

36協定締結にあたって、労働者代表を下記の者とすることに同意します。

労働者代表者 ○○ ○○

名 前	サイン	名 前	サイン

# 給特法とは？

## 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称。

教員の職務と勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額額の4%に相当する教職調整額を支給することを定めた法律。

## ここでちょっと学習

教職調整額4%が出ているので、多少の超過勤務を命じても大丈夫だと考えている管理職がいますが大きな間違いです。教職調整額は職務と勤務態様の特殊性をふまえて支給されているものであり、超過勤務手当ではありません。なお、限定（超勤）4項目も振り替え措置を講ずる必要があります。

更に、文部科学事務次官通知（2018年2月9日）「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」で、部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、サービス監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」ということを県教委・地教委・校長に伝えています。

## ⇔部活動延長等について 分会で校長に対し、『法令順守』を訴えましょう！

更に更に、給特法（国）及び給特条例（県）の中に、「教育職員の健康と福祉を害することのないよう配慮する」ということも記されています。皆さん健康と福祉を害していませんか？大丈夫ですか？無理していませんか？